

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		事故時の応急措置命令
根拠条例・規則名		水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
条 項		第14条の2第4項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>特定施設、指定施設又は貯油施設等の破損その他の事故により生じた下記の各事態において、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるにもかかわらず、当該特定事業場、指定事業場又は貯油事業場等の設置者が応急の措置を講じていない場合。</p> <p>（1）特定事業場から有害物質を含む水若しくはその汚染状態が水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したとき。</p> <p>（2）指定事業場から有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき。</p> <p>（3）貯油事業場等から油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成23年4月1日最終改正
備 考		